

平成 2 0 年 8 月 1 4 日
教育委員会会議室（秀栄ビル 2 階）

平成 2 0 年第 1 5 回 立川市教育委員会定例会

立川市教育委員会

平成20年第15回立川市教育委員会定例会

- 1 日 時 平成20年8月14日(木)
開会 午後 1時30分
閉会 午後 3時31分
休憩 午後 1時45分～1時47分

- 2 場 所 教育委員会会議室(秀栄ビル2階)

- 3 出席委員 古木 光 義 牧野 征 夫
中村 祐 治 宮田 由 香
澤 利 夫
署名委員 宮田 由 香

- 4 説明のため出席した者の職氏名
教育長 澤 利夫 教育部長 高橋 眞二
総務課長 小林 健司 学務課長 岡部 利和
指導課長 樋口 豊隆 統括指導主事 堀田 直樹
指導主事 中嶋 富美代 生涯学習推進センター長 五十嵐 敏行
体育課長 伊東 幸吉 図書館長 清水 啓文

- 5 会議に出席した事務局の職員
総務課庶務係 鈴木 啓史

案 件

1 議案

- (1) 議案第 2 9 号 教育委員会の点検・評価の基本方針について
- (2) 議案第 3 0 号 平成 2 1 年度使用立川市立小学校教科用図書採択について

2 報告

- (1) 第九小学校耐震補強工事の延期について
- (2) 夏季休業中の小中学校の教育活動について
- (3) 立川市林間施設(立川市八ヶ岳山荘)指定管理者候補者の選定について
- (4) 柴崎市民体育館水泳場における循環ポンプの故障について
- (5) 「図書館の見直し方針」にかかるパブリックコメント等報告書について

3 その他

平成20年第15回立川市教育委員会定例会議事日程

平成20年8月14日

教育委員会会議室

1 議案

- (1) 議案第29号 教育委員会の点検・評価の基本方針について
- (2) 議案第30号 平成21年度使用立川市立小学校教科用図書の新採択について

2 報告

- (1) 第九小学校耐震補強工事の延期について
- (2) 夏季休業中の小中学校の教育活動について
- (3) 立川市林間施設(立川市八ヶ岳山荘)指定管理者候補者の選定について
- (4) 柴崎市民体育館水泳場における循環ポンプの故障について
- (5) 「図書館の見直し方針」にかかるパブリックコメント等報告書について

3 その他

午後 1時30分開会

開会の辞

古木委員長 皆様こんにちは。ただいまより平成20年第15回立川市教育委員会の定例会を開催いたします。

本日の署名委員は宮田委員をお願いいたします。

議案

(1) 議案第29号 教育委員会の点検・評価の基本方針について

古木委員長 本日は、議案2件、報告5件、その他2件となっております。

それでは、初めに高橋教育部長よりご発言をお願いいたします。

高橋教育部長 本日は、学校給食課長につきましては、他の公務のために欠席させていただきますのでよろしくお願い致します。

古木委員長 よろしく申し上げます。

それでは、議案第29号 教育委員会の点検・評価の基本方針についてを議題に供します。説明を、小林総務課長、お願いいたします。

小林総務課長 議案第29号 教育委員会の点検・評価の基本方針についてご説明いたします。

本日はただいまお出しした資料は、前回、7月25日の教育委員会でご意見いただいた部分を追加訂正し、基本方針として取りまとめたものです。

追加訂正した箇所は1の趣旨の部分です。前回、何を目的に点検・評価をするのかについて記述が薄いというご指摘をいただきましたので、本教育委員会が教育目標の実現に向け教育行政を展開していること、そして児童、生徒、保護者、市民の信頼にこたえる教育を今後とも継続していくためには、確かな学力の定着や地域特性を踏まえた生涯学習など、具体的な教育行政が的確かつ有効に執行されているかをチェックする必要があること、そして地方教育行政法により点検・評価が義務づけられたこと、このような背景及び趣旨により、本教育委員会において点検・評価を行う旨の記述といたしました。

2の対象及び3、4の実施方法、流れについては、おおむね前回ご了解いただいておりますので、変更点はございません。

3枚目の資料ですが、点検・評価にかかわる今後のスケジュールについてでございます。本日、この基本方針をお認めいただきましたら、10月9日と23日の2回で対象施策のヒアリングを行った上、教育委員の皆さんのご指摘、ご意見をいただき、これを事務局で一次評価として取りまとめます。この内容及び各施策の概要を外部評価委員にお示しし、評価をいただく。これを11月から12月おおむね実施いたします。外部評価をいただいた後、1月8日と22日で最終点検評価をまとめていただきまして、これを3月議会、文教委員会にご報告させていただきます。おおむねこのようなスケジュールで本年度の点検・評価を行うというスケジュー

ール(案)でございます。

なお、今後、この点検・評価の実施に当たりましては、本年度初年度でございますので、その詳細についてはその都度ご報告なりご相談をした上で実施していきたいと考えてございますので、よろしくお願いたします。

以上、よろしくご審議をお願いいたします。

古木委員長 ありがとうございます。

説明を終わります。ご質問を承ります。

中村委員。

中村委員 趣旨の一番最後の文節の「以上のことから、本市教育委員会においても、下記により」、この「下記」がはっきりしないんですがという質問です。

古木委員長 小林総務課長。

小林総務課長 文章の趣旨としましては、2、3、4、この部分の内容について「下記」という表現で指摘してございます。

古木委員長 中村委員。

中村委員 ちょっとわからないですね。ちょっと文意が通じないんで、とってもよろしいんではないかと思いますが、そうすると今度、質問じゃなくて提案で。

古木委員長 小林総務課長。

小林総務課長 そのようにさせていただきます。

古木委員長 では、そのように変更させていただきます。

ほかにご質問ございますか。

中村委員。

中村委員 趣旨はこれで、今後の仕事の進行もありますんでおおむね賛成でございます。ただし、最後の「より開かれた行政と効果的な教育行政を目指す」ということに関しましては、いわゆる教育行政が現場に届くということが一番大事で、その届いているかどうか、紙っぺらじゃなくて、そのことを十分我々が踏まえているというか、頭の奥底にしまってやるということの含みを持たせて賛成でございます。

古木委員長 ありがとうございます。

澤教育長。

澤教育長 ちなみに、26市の状況を少し報告させていただきます。

過日、教育長会議がございまして、このような形で点検・評価を行うのは多分立川が初めてかもしれないという状況でした。というのは、年内に報告するものが4市ありまして、そのほかは3月議会なんですけど、第三者、これは専門委員というか専門家を入れた形で意見をもらうというやり方は多分、当日発表はありませんでしたけれども、立川ぐらいなのかなという印象は受けました。そういう意味では、こういう形で取り組まさせていただきますねと思っております。

古木委員長 ありがとうございます。

中村委員。

中村委員 もう一つ、趣旨賛成についての附帯意見ですが、今後26市の中で、先駆けてやることで、やはり試行錯誤しながら、市民に届くという点で改善していく必要があるという含みを持たせて賛成です。

古木委員長 ありがとうございます。

牧野委員。

牧野委員 初めてですから、どんな流れになって、どういう評価をして、今、中村委員が言ったように、市民に届いて行って、各学校が、もしくは各職場がこの評価に対してどのように見ていくかという、これが一番大事なところですので、これによつての最終的な点検・評価ということはかなり吟味してやっていかなければいけないということだけです。

古木委員長 宮田委員はいかがですか。

宮田委員 私も同様の考えです。

古木委員長 原案賛成で。

では、随時また総務課長のほうからご報告いただいたりしながらやっていけると思いますが。

それでは、質問を終わりにして、お諮りいたします。議案第29号 教育委員会の点検・評価の基本方針についてを提案どおり賛成する方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

古木委員長 全員挙手。よつて、本案は提案どおり承認されました。

議 案

(2) 議案第30号 平成21年度使用立川市立小学校教科用図書の採択について

古木委員長 次に、議案第30号 平成21年度使用立川市立小学校教科用図書の採択についてを議案といたします。

説明を、樋口指導課長、お願いいたします。

樋口指導課長 それでは、議案第30号 平成21年度使用立川市立小学校教科用図書の採択について議案を提出させていただきましたので、ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

本採択につきましては、平成21年度、22年度の2カ年間にわたつて使用する教科用図書でございます。また、本日お配りをさせていただきました立川市立小学校使用教科用図書採択の基本方針、これの2の(4)特例措置でございますように、全体の採択から新たに文部科学大臣の検定を得た教科用図書がない場合は、選定検討委員会及び研究調査会を設置することなく、前回の採択で用いた調査資料等を利用し採択することができる。このことを踏まえて、本年度も教科用図書の採択につきましては、7月28日から8月8日の9日間にわたつて教育委員の皆様の研究調査の期間を設けさせていただきました。全委員が研究調査に携

わり、延べ18回研究調査を行っていただきました。

また、学校から採択がえの必要があるかということにつきまして、全教科書につきまして全学校からの考えをまとめてございます。学校からは1校から、国語、図画工作について採択がえの必要があるというご意見はいただいております。

それでは、ご審議のほどをよろしく願いをいたしたいと思います。

古木委員長 では、初めに国語について。

中村委員 ちょっと質問です。個々でやっていくんですか。それとも何か全体に共通した質問があるんですか、会の進め方について質問です。

古木委員長 個々にやっていく方法と一括審議の方法とございます。

中村委員 いや、一括じゃなくて。一括じゃなくて、審議するために幾つか我々も研究に調査しましたが、それ以外に幾つか判断材料をいただきたいことがあると思っていますので、それを採択の前に質問のほうの時間をとっていただければありがたい。

古木委員長 暫時休憩します。

午後 1時45分休憩

午後 1時47分再開

古木委員長 会議を再開いたします。

樋口指導課長より平成21年度使用立川市立小学校教科用図書の採択についての各教育委員の研究精査のご報告がありました。ここでご質問を承ります。

中村委員。

中村委員 今回は学習指導要領改訂の時期のじゃなくて、間の改訂ということですね。それに伴って幾つか質問があります。

一つ、まず採択がえをした場合、教科書についている指導書を変えなきゃいけないという問題が生じます。そのときの費用がどの程度かかるかという質問が一つです。

もう一つは、採択がえした場合、子どもに配る配付の仕方、学年進行等、要するに3年生で使った教科書と4年生とは違うのか、もちろん違うんですが、その進行状況がどうなるかという質問です。

3つ目、研究調査したときに、採択がえを希望している学校がありましたが、理由のところに、括弧、教科書会社名が書いてあるんですね。本来は、これは私の意見ですが、会社名どうこうじゃなくて、教科書の内容が問題なんですよね。だから、なぜそこにしたいかという理由をお聞きしたい。

以上、3点です。

古木委員長 中村委員のご質問に対して、樋口指導課長、3点よろしく願いいたします。

樋口指導課長 まず第1点目、教師用の指導書の関係でございますけれども、これは各教科書会社で指導書の価格も違ってまいりますので、詳細なところちょっと申し上げにくい部分でございますけれども、もし全教科書を採択がえをいたしますと、平均1,000万以上の予算

はかかるというふうに考えます。仮に、1つ例を挙げますと、国語を変えたとすれば、現在の国語の指導書は293万円程度でございます。また、最も價格的に安いもので申し上げると、現在使用している保健の教科書の指導書は27万3,000円ということでございますので、予算は必要となるということが第1点目でございます。

第2点目でございますけれども、これは今委員のほうからお話あったように、学年進行上当然変わりますけれども、教科によっては中学年で使用している、高学年で使用しているというケースの教科書もございますので、現在例えば使っている教科書がそういうわけで変わるといって、学年進行上の課題と考えられるようなことはあるかもしれないなということを感じております。

それから、採択がえの学校からのあくまでご意見というところでもいただいている内容について、ご説明をさせていただきますと、国語につきましては光村への変更を希望するというそのご意見は、国語科で話す、聞く、読む、書く、そういう能力を身につけさせるために記録、解説、推薦といった言語活動を充実するための学習教材が多く取り扱われているためというようなご意見でございました。言語活動を充実するための学習教材が多く取り扱われている、そういうご意見でございます。図工に関しましては、再度、学校のほうに確認をいたしましたけれども、ここでは東書というようになっておりますが、いや、実はそれは間違いで日文の教科書であるということでございます。作品の鑑賞活動が豊かに広がるための芸術作品写真が掲載が充実しているということで、この教科書への採択を希望すると、そういうご意見でございました。

以上でございます。

古木委員長 ほかにご質問ございますか、全体に対して。

牧野委員。

牧野委員 採択にこれからかかわるんですけども、各教科ごとに今の国語と図工を除いたものを一括して、あとは国語と図工を個々にというふうな提案をしたいんですけども、いかがでしょうか。

古木委員長 それでは、平成21、22年度の小学校の教科用図書として書写、社会、地図、算数、理科、生活、音楽、家庭、保健の教科書を引き続き採用して使用していくということ承認する方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

古木委員長 全員挙手でございます。よって、ただいま申し上げた教科については引き続き使用されることを承認いたしました。

次に、国語科と図画工作科についての審議に入ります。

樋口指導課長。

樋口指導課長 それでは、国語についてのご審議をお願いするところでございます。国語は東京書籍「新編 新しい国語」、大阪書籍「小学国語」、学校図書「みんなと学ぶ 小学国語」、教育出版「ひろがる言葉 小学国語」、光村図書出版「国語」の5社からの採

択となります。平成16年7月26日の第14回教育委員会での採択では、話す、聞く、読むのバランスの面で非常にバランスがとれている。自分自身で課題を見つけたり、自分らしさを身につけるのにはよい教材が多い。新しい言語感覚を広げていくという意味で、トータルとして推薦するというような理由での採択となっております。それでは、ご審議の上、採択をお願いいたします。

古木委員長 ご説明を終わりました、ご質疑を承ります。

牧野委員。

牧野委員 質疑じゃないんですけども、平成16年4月にこの教育委員会において、各教科書の採択に当たってさまざまなご意見が出されております。それを読ませていただきました。それによると、やはり今、指導課長が話したような内容の中にある部分と、そうではないんじゃないかと、もうちょっと違った観点から光村図書もいいのではないかとということで、2対2で多分いっていたと思います。教育出版と光村図書の2つが同点で挙げられ最終的に教育委員長の賛成が教育出版でしたので、3対2によって教育出版が採択されたというような経緯を読ませていただきました。今、確かにいろいろな考え方があるでしょうけども、ここで子どもたちに大きな負担を与えるということは非常に教育上思わしくないだろうというふうに思います。教育出版、光村という2つの業者を見ても、そんなに大きな差はないというふうに思います。そういう意味では、1校が教育出版から光村へという考え方は出ているようですが、あと残りの19校は現状維持でいていただきたいという意向もありますので、1校についてのお考えも尊重するんですけども、教育課程の組みかえもこれからありますので、平成21年、22年の教科書についてはこのまま継続採択という方法にさせていただければありがたいという意見です。

古木委員長 ほかにご質問ご意見はございませんか。

私も牧野委員とたまたま同じ日に同じ時間帯に研究調査をやっておりまして、議事録を出してきていただいて、採決の、今の3対2というのを初めて知りました。ある学校からの、20校中1校だけのご異論がございましたけども、内容のもう少し読み書き聞かせを、読むことに力を入れたい教科書として光村がいいというご意見もありましたけども、中に取り上げられている題材数の比較等をいたしまして、そんなに大差がないということを確認しましたので、現教科書の引き続きの採用に賛成でございます。

ほかにご意見ございませんか。

牧野委員。

牧野委員 委員長、申しわけないんですけども、委員長がそういうふうに最終決定を先にやってしまうと、各委員が話しにくくなってしまいますから、まず委員がやっぱり賛成した、しないということを確認した上で、最終的に委員長としてこういう発言されるのは、私は何ら関係ないと思いますけども、ちょっと順番を入れかえていただければと思います。

古木委員長 はい。失礼しました。議事進行上、皆さんの研究結果のご感想をご意見としてご発言いただくとありがたいんですが。

澤教育長。

澤教育長 読むことの学習を大切にするためにということの分野で、4領域、国語の場合にあるわけですが、話すこと、聞くこと、書くこと、読むこと、言語事項、4つの分野があったわけですが、研究した中では、その中ではやっぱり教育出版のほうは題材数としては110で、41.4%、それから光村のほうが108で41.2%ということで、どちらも読むことの大切さを押しているのは教育出版のほうが多かったという結論だったものですから、私のご指摘の部分はちょっと、題材数と割合だけですけれども、中身の問題は入っていませんけど、ただそのことから現行のところで問題ないんじゃないかというふうに感じました。

古木委員長 中村委員、いかがですか。

中村委員 今、教育長がおっしゃったとおりで、その数字も研究調査で見させていただきました。そうすると、どっちという問題よりも互角、もしも互角の場合でも、子どもたちの学年進行に支障が来さないということのほうが優先順位として大事なかなと。非常に大きい問題がある場合はやっぱりここで採択がえする必要があると思いますが、そういう互角というか、決まった経緯からいろいろあったんでしょうけど、だけど、さっき私が質問した趣旨はそうです。なれた教科書でそのままやっていくというのが自然な形だと思いますので、現行でよろしいんじゃないかという意見でございます。

古木委員長 宮田委員、ご意見ございますか。

宮田委員 16年度に採択された経緯等々を調査研究いたしましたところ、新しい国語教育という考えのもとに教育出版ということで採択されたのかなと感じました。またこのたび採択がえということでご意見が出てきたということは、今後に向けては一つの視点としてはいいのかなというようには思いましたけれども、中村委員のおっしゃってられるように、学年進行に問題が起こらない、なれた教科書を使い続けるということでもいいと国語に関しては思いました。

古木委員長 ありがとうございます。

それでは、国語教科書についての採択をしたいと思います。

採択に賛成の方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

古木委員長 教育出版社の国語教科書を引き続き使用することに賛成の方は全員でございます。では、国語は継続使用を採択いたします。

次に、図画工作に移ります。樋口指導課長。

樋口指導課長 それでは、図画工作のご審議をいただきます。

図画工作では、東京書籍「新編 新しい図画工作」、開隆堂出版「図画工作」、日本文教出版「図画工作」の3社からの教科書の採択となります。現在使用されておりますのは開隆堂出版「図画工作」でございます。平成16年8月5日、第15回教育委員会で採択をされてお

ります。その平成16年度の採択の理由でございますが、素材が豊富多彩であって、また楽しいというように感じる。道具箱という使い方、説明が便利、立川のファーレのことが教科書5、6年に載っており、芸術感覚や郷土愛、そんなことを見つけることでいいことだというふうに考える、そのようなご意見をいただき、採択をされております。

以上でございます。ご審議の上、採択のほどをよろしく願いいたします。

古木委員長 ありがとうございます。説明を終わります。

では、ご質疑を承ります。図画については特に、宮田委員。

宮田委員 私も調査研究で資料等も見せていただきましたけれども、採択がえの意向ということで東京書籍へという括弧書きがございまして、その分と、鑑賞資料が少ないということでありましたので、その資料等々を照らし合わせたところ、鑑賞資料が少ないのが東書であったために、多少、こちらの調査研究も混乱いたしましたして、かなり長い時間を費やしました。そういったところで、このたび採択がえをということで改めてそのようなご意見が出てきたことを真摯に受けとめまして見ていくとしますと、どうしてこうなんだろうと大変困りました。本日、それは日文の間違いであったということですが、特に子どもたちにとってどうだろうという視点で考えてきているわけですので、この程度のという表現で申しわけないんですが、この程度の見解で採択がえの意向を出されたのだとすると、どうなんでしょうというのが率直な気持ちでして、そうなりますと、今継続を決めましたけれども、国語についても同様でありましてというのが一つあります。

せっかくですので、私が調査研究した中で、図工の教科書が立川の図画工作の教科としてこの教科書がいいかどうかということで見させていただいたところ、確かに開隆堂出版はパーフェクトであるかなと。指導する側にも、指導を受ける側にも、また別の視点から保護者等の目線から見てもファーレが出ているなど、総合的にすぐれているんだなということは実感しました。ただ、図工という教科を多様性というか多角的な視点でやっていく、そういうものと考えれば、この教科に関して、立川市が造形活動を含めて新しい図画工作の教育を進めていくとしたときに、選ぶとしたならば、もしかしたら、この東京書籍というかなり難しいものではありますけれども、一つの方向性という視点からすれば、こちらを選ぶこともあったであろうし、またそういう意味ではその中間の部分としてこの日文というものがある意味、意味あるものではなかったのだろうかと思いました。そして、採択される経緯の議事録等も見ましたところ、最終的なところで開隆堂と決まっているようで、このあたりの事情というものも考えますと、素直にといいますか、ただ単にこれを継続しましょうということも、今この場ですぐにはちょっと言えないかなということと、日文の誤りであったとなるとなおりますので、少し皆様の意見を伺えたらと思います。

古木委員長 ありがとうございます。大変に専門的にご研究いただいてありがとうございました。

牧野委員。

牧野委員 私は、生徒作品を多く載せるか、それからいろんな一般の有名なものを載せていくのか、もしくは作業がどうなのかという部分がどれだけ取り入れられているかという観点等も見させていただきました。現在使われている中ではやっぱり絵とか文字の配列なんか非常にきれいに並んでいますし、学年ごとの動きというのが非常に日文は開隆堂よりはいいのかなと思いましたが、総合的に判断して、やっぱり児童の生徒作品、児童の作品等が多い中では、使う子どもたちにとっては非常に使いやすいというように判断されたのではないかというふうに思います。やはり開隆堂の出版、東書、日文の3社を見ても、現在使われていく中で、それから3年後には図画工作の教育課程が非常に大きく変わってきますので、そういう意味での部分でじかに各社の期待を増すということで継続をしていくことで、先ほども申し上げた国語と同じですけども、余り変化を与えない。図工の場合は、図画工作は1、2年上下、3、4年上下というふうに分かれています。各学年をまたがっていますので、それはやっぱり今変えることでかなり大きな打撃を与えるのではないかと、私は継続採択がいいというふうに考えております。

古木委員長 ありがとうございます。

中村委員は。

中村委員 先ほどの質問ですけど、例えば3、4年の教科書を使っていて、今の3年生が4年生になったときは採択がえになるんですか。それともこの場合は継続使用ということになるんですか。

古木委員長 樋口指導課長。

樋口指導課長 これは平成21年と平成22年の使用教育用図書の採択でございますので、今、3年生が現在使っている教科書、今度、4年生になれば新教科書に変わるということです。

古木委員長 宮田委員。

宮田委員 日文の誤りであったというそのことがどうしても、私はこの採択がえについてかなり考えましたけれども、そういうものを基準とした発言ができにくくなっているという事実をまず申し上げたいと思います。

それと、継続をすることのよさと、それからこの3年後には変えていくであろう、そして図画工作の教科について、これからは学校教育の中での位置づけが恐らく変わってくると思っています。そうした中でこの2年間をどう使うかという見方で私は考えました。1枚ではありますが、このご意見を十分に受けとめて、一つの新しい方向づけとして変えていくことも選択の中にあっているのではないかと考えました。また、教科としての特色からしても、そのことが可能である教科ではないかと考えました。図画工作の指導については多様性がありまして、個々の指導される先生方のお考えも多様でございますので、一つの教科書でもさまざまな形が生まれていると思います。こうしたときにより意味である一定の方向性を持って進めていくことは、次の選択に対してはいい効果になるのではないかと一応の結論が出ました。それが

ら造形活動ということと、美術館ではない、町の中にある美術品を子どもたちに鑑賞させようということ、それから子どもたちの作品を町の中に展示するという活動も一部の学校では行われている。そういうことを見ますと、教科書は指導者にとって様々な方向性をもつと私は感じておりました。しかし、先程申し上げたように、この採択がえのご意見が曖昧ですので、私は今までの開隆堂を継続して使うことでいいのではないかと考えます。

古木委員長 澤教育長、ありますか。

澤教育長 私ども、鑑賞から自分の作品づくりにつなげていくという意味では、鑑賞作品の多さというのはやっぱり一つの見方だと思います。それともう一つは、宮田委員がおっしゃったように、造形活動をどうしていくかというのも一つの見方だと思います。ただ、この場合、開隆堂の場合にはやはり全体的なバランスですね。先ほど言いました鑑賞作品についても11.8%と、これはほかに比べては真ん中にあるわけですがけれども、全体的なバランスを見た中ではやはり私はこの今の、現状の採択でいくべきではないかと思えます。造形に特化しようとするのであれば、それはまた違った東京書籍ですか、そっちのほうになるかと思えますけれども、継続使用の方向で考えています。

古木委員長 はい。宮田委員。

宮田委員 そうせざるを得ない、せっかくご意見を出されるときに、もう少しきちっとしたというか、正確なことで出していただかないと、大切な教科書ですので、そして次の2年後にまたそれが控えておりますので、今回は私としてはそのご意見を受けて、どうであろうかという基準でしかございませんので、残念ながらそういう判断にならざるを得ません。

古木委員長 牧野委員。

牧野委員 今の宮田委員の意見わかりましたけど、それが2年後の新しい教育課程の採択に関与していくかと、そうじゃないんです。やっぱりその中に出てきた新しい教育課程が編成され、新しい教科書が出たその時点でもう一度採択の検討をするわけですから、今の教科書がこうだったから、次、こう生きるよという考えではないということを訂正させていただきます。いいですね。

古木委員長 宮田委員。

宮田委員 それは私の方向性、要するにもし変えらるるならば、変えたほうがよいという私が意見を言うとするならば、その理由としてはそういう理由が一つ挙げられますということで、当然、改めて2年後に新しい教育課程のもとに選ぶということはありますし、そのための、そのご意見を十分に真摯に受けとめた場合に、この2年間をもう少し考えてもいいのではないかという意見であって、それは私の調査研究の報告でありまして、ただ、ここでの結論といたしましては、継続使用という考え方です。

古木委員長 それでは、ご質疑もないようですので、ここで図画工作の教科用図書の採択をしたいと思えます。

継続使用に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

古木委員長 全員挙手。以上、よって図画工作についての平成21年、22年用の教科用図書の継続使用が決定いたしました。

以上をもちまして、議案第30号 平成21年度使用立川市立小学校教科用図書の採択については、審議の結果、全科目について継続使用が決定いたしました。

樋口指導課長。

樋口指導課長 それでは確認のため、1つ1つの教科書について述べさせていただきたいと思えます。平成21年度、22年度教科用図書の採択、教育委員会での採択が終了したというところでご確認させていただきます。

国語、教育出版「ひろがる言葉 小学国語」、書写、教育出版「小学 書写」、社会、教育出版「小学社会」、地図、帝国書院「楽しく学ぶ 小学校の地図帳」、算数、東京書籍「新編 新しい算数」、理科、東京書籍「新編 新しい理科」、生活、東京書籍「新編 あたらしいせいかつ」、音楽、教育芸術社「小学生の音楽」、図画工作、開隆堂出版「図画工作」、家庭、東京書籍「新編 新しい家庭」、保健、東京書籍「新編 新しい保健」、以上のような教科書の採択となりましたというところで私のほうから整理させて改めてご確認をさせていただきました。

古木委員長 ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

以上で議案を終了いたしまして、次に報告に移ります。

報 告

（１）第九小学校耐震補強工事の延期について

古木委員長 報告の（１）番、第九小学校耐震補強工事の延期についてをご報告をお願いします。

小林総務課長。

小林総務課長 第九小学校耐震補強工事の延期について、口頭でご報告いたします。

本工事につきましては、同校の耐震補強の第一期工事といたしまして、本年度管理棟を実施する予定で、6月18日に1回目の入札を行いました。不調となり、再度、7月23日に2回目の入札を行いました。これも不調と終わりました。この結果を受けまして、今後の日程を考慮いたしますと、夏休みでの工事は困難であり、また授業中での工事は授業の影響を考慮するとまず難しいとの判断から、やむを得ず、この夏での工事を延期することとし、学校ほか関係者への連絡を行いました。今後の工事予定につきましては、工期や工程あるいは補助金関連など総合的に判断した上で結論を出したいと考えておりました。現在、事務レベルで詰めており、方向性が固まり次第、改めてご報告したいと考えております。

以上でございます。

古木委員長 ありがとうございます。

牧野委員。

牧野委員 最近地震がかなり頻繁にあちこちで起こっていますけども、やっぱりいつ大地震が起こるかわかりません。そういうときに限って、学校耐震補強というのは、これは全国的なものであり、また立川の市内の小中学校もこれから補強もしくは新しくという部分もありますけども、そういうことを考えると、いつ起きてもわからない地震に対して、子どもたちを守るという意味で早く耐震工事をやっていただきたいというお願いで、事務レベルでぜひとも早く詰めていただきたいというふうに思います。

古木委員長 小林総務課長。

小林総務課長 現在、耐震補強工事のスケジュールにつきましては、この九小を入れて平成20年度10校、それから来年度8校、それから22年度3校、そういう予定で、建てかえ、第一小学校以外についてはすべて耐震補強工事を終わる予定でございます。事務局といたしましては、今、牧野委員からもご意見いただいておりますので、この部分で前倒しできる部分がありましたら、前倒ししたいと思って再度スケジュール検討に入りたいと思います。

以上でございます。

古木委員長 ご要望でございました。ありがとうございます。

報 告

(2) 夏季休業中の小中学校の教育活動について

古木委員長 次に、報告(2)番、夏季休業中の小中学校の教育活動についてをご報告をお願いいたします。

樋口指導課長。

樋口指導課長 それでは、別紙、ごらんいただきまして、簡単に説明のほうを堀田統括指導主事より行わせていただきます。

古木委員長 では、堀田統括指導主事、お願いいたします。

堀田統括指導主事 平成20年度夏季休業中の各学校の教育活動についてですが、両面刷りの資料をごらんください。小学校と中学校に分けてございます。小学校全20校、中学校全9校、何らかの形で夏季休業期間中に特別指導、また補習等の活動を行っております。

小学校につきましては、補習等の総日数ですが、今年度は513日となっております。

中学校に関しましては、本年度の総日数が171日となっております。

日数につきましては、昨年度と比較いたしまして若干減っておりますが、こちらは耐震補強工事等が入っている学校数がふえたことによりです。小学校につきましては、昨年度耐震補強が3校でしたが、今年度は7校にふえました。また、中学校につきましても、昨年度1校が今年度4校にふえたことによるものです。

以上です。

古木委員長 ありがとうございます。

何かご質問ございますか。牧野委員。

牧野委員 ありがとうございます。これだけ各学校がいろんな行事等を地域に入っている形で動いているということは大変ありがたいことです。ただ、一つ質問ですけど、「学年別：補習等の日数」のところで、例えば十小が全学年で36と書いてある。ところが、若葉小の5年が2、幸小の6年が4、大山小の1年が4、あとゼロ。上砂小、オールゼロ。こういう形の中で、学年登校とか学級登校とか、こういうものは全くないのか。もしくは、先生方の勤務に関しては、もう法規的にいって夏休みの期間というのは10日前後の夏休みがあるわけですが、それ以前、以降は全部何らかの研修もしくは登校するというふうになっていると思いますが、その辺のところの学校ごとの動きというのは指導されたのか、もしくは指導されていなくて、ただこのまま出てきたのか、その辺をおっしゃってください。

古木委員長 堀田統括指導主事。

堀田統括指導主事 まず、十小の36という日数なんですけど、こちらのほうは、申しわけございません、延べ日数ということで記載してございます。第十小は27のサマースクールの講座を開設しております。その27の講座、重なる日にちもございまして、一応、27講座ということで延べ日数ということで36と、非常に多い数となっております。それと、日数の少ない学校につきましては、一番下のほうに記載してございますが、今年度耐震補強工事が入っている関係で、校舎等が使えないということになっております。その関係で非常に日数が少なくなっております。また、上砂川小学校につきましては、校舎が使えないということで今年度第五中学校で部活動の体験ということで10日間行っております。

古木委員長 牧野委員。

牧野委員 私はそういう質問じゃなくて、そういう指導を教育委員会として各学校にしたのかどうかというだけです。そういう質問です。数は言っていないです。

古木委員長 堀田統括指導主事。

堀田統括指導主事 はい、各学校にしております。

古木委員長 牧野委員、いかがですか。

牧野委員 指導されているとしたらいいんです。ただ、せんだっての五中と小中の部活連携は大変いい効果があると思いますので、ぜひこういったことを全小中学校にもひとつPRよろしくお願ひしたいと思います。

古木委員長 ご要望よろしくお願ひいたします。

ほかにご質問ございますか。中村委員。

中村委員 各学校がやっぱりこうやって夏季も子どもたちの健全な育成を願って、行事はこれ特色あっていいんで、牧野委員から指摘あったとおり、それぞれ特色ある営みをやっているという点、非常にうれしく思っております。また、各学校を励ましていただければありがたいと思います。ただ、小中で要配慮児童と生徒への、という文言は、言葉が

ただ違うだけなんですか、書き方が若干違うんで。やっぱりこういうことは非常に重要で、その子どもたちに目をかけてあげるということは非常に重要なんですが、その質問です。

古木委員長 堀田統括指導主事。

堀田統括指導主事 小学校と中学校で内容については同じでございます。申しわけございませんでした、以後、同様にするように気をつけます。

中村委員 わかりました。

古木委員長 ほかにご質問ありますか。なければ(3)番目の報告に移ります。

報 告

(3) 立川市林間施設(立川市八ヶ岳山荘)指定管理者候補者の選定について

古木委員長 立川市林間施設(立川市八ヶ岳山荘)指定管理者候補者の選定についてのご報告を五十嵐生涯学習推進センター長よりお願いいたします。

五十嵐生涯学習推進センター長 それでは、立川市林間施設(立川市八ヶ岳山荘)指定管理者候補者の選定についてご報告いたします。

本日、資料の差しかえをさせていただきました。差しかえの内容につきましては、本来両面でコピーをるところを片面でのコピーで資料配付ということで行いました。申しわけございません。両面コピーになりましたので、当日配付の資料をごらんいただきたいと思っております。

八ヶ岳山荘の管理運営につきましては、平成21年4月から指定管理者制度に移行することは既にご報告をさせていただいたところでございます。また、指定管理者を導入できることとするための立川市林間施設条例の一部改正はさきの3月議会で行ったところでございます。6月12日に立川市公の施設指定管理者候補者選定審査会に、八ヶ岳山荘における市民サービスの向上と経費の削減を目的にした立川市公の施設指定管理者候補者の選定について諮問をいたしました。

これに伴いまして、八ヶ岳山荘の指定管理者の募集を行い、6月17日に八ヶ岳山荘において現地説明会を実施いたしました。参加団体につきましては11団体でございました。

引き続き、6月26、27日の2日間にわたり応募の受け付けを行い、11団体中7団体からの応募書類の提出がございました。

7月17日に選定審査会による書類選考による第一次審査が行われ、7団体中、上位5団体が二次審査の候補者として選定されました。

7月31日に第一次審査合格者のプロポーザル方式による面談の第二次審査が実施されました。これらの審査のもと、立川市公の施設指定管理者候補者選定委員会からお手元の資料、立川市公の施設指定管理者候補者の選定についての答申が提出され、選定結果につきましては、八ヶ岳山荘の指定管理者候補者として、お手元の資料のとおり株式会社レストラン・ピガールが選定されました。この業者につきましては、現在、委託をされている業者でございます。

選定理由及び選定審査経過につきましては、答申書の内容の記載のとおりでございますが、第一次審査、第二次審査ともに株式会社レストラン・ピガールについて選定審査基準の各項目にわたり高得点で高い評価を得ております。

今後は、9月議会に候補者として議案を提出し、議決していただく手続を進めてまいります。その後のスケジュールにつきましては、10月に指定管理者の告示をいたしまして、10月から12月にかけて協定書及び協定を協議し、締結することになっております。12月議会におきましては協議の報告を行い、21年4月から指定管理者によるサービス等の管理運営を開始する予定となっております。

なお、指定管理者への移行の前に、八ヶ岳山荘の設備、トイレの洋式化と各部屋の暖房機の交換の改修工事をするために、11月4日火曜日から21日金曜日までを休館といたしまして、施設の整備を図ることといたします。

報告は以上です。

古木委員長 報告が終わりました。

ご質問を承ります。中村委員。

中村委員 前回と同じということですが、前回の評価基準と今回は当然変えてあるわけですね。評価基準、審査基準といいますが。

古木委員長 五十嵐生涯学習推進センター長。

五十嵐生涯学習推進センター長 答申のところにも資料として一部添付してございますけれども、第一次審査及び第二次審査につきまして、指定管理者の導入につきましては、サービスの向上と経費の削減という大きな前提がございますが、それに絡んだ内容の審査項目を設定いたしまして、2の選定審査経過のところを書いてございます一次審査及び(3)のところの二次審査の各項目にわたりまして審査をした結果ということでございます。そして、この表の中に点数評価が書いてございますけれども、これはそれら全体をトータルした点数評価ということになりまして、この内訳については個々、一次審査については13項目、二次審査につきましては4項目の審査基準がございます。

古木委員長 中村委員。

中村委員 それは公表していないんですね、13項目と4項目は。

五十嵐生涯学習推進センター長 これは公表してございます。

中村委員 ということは、前回と同じ、結果的に同じになったということは、有利になるということは、その質問なんですよ。

古木委員長 五十嵐センター長。

五十嵐生涯学習推進センター長 前回の業者と同じというのは、ここで初めて八ヶ岳山荘につきましては指定管理者制度の導入という形になってございまして、たまたまこの業者につきましては今まで委託で運営していた業者がそのまま手を挙げまして参加された11団体の1団体ということになってございまして、今回はこういった形の選定審査会ではなしに、契約行為の中で業者が選定されたという経過でございます。

以上です。

古木委員長 中村委員。

中村委員 要するに、応募した業者に対して公平な審査だったかなという、その視点での質問です。

古木委員長 五十嵐センター長。

五十嵐生涯学習推進センター長 審査の公平性のところにつきましては、一番後ろのところに委員名簿というのが添付してございます。この方々に審査を行っていただいたところでございますが、これにつきましては立川市の公の施設指定管理者候補者選定審査条例の第4条に基づきまして、学識経験4名、市民が2名、専門委員1名ということで第三者の立場で審査をしていただいたということでございます。

古木委員長 ありがとうございます。

ほかにご質問ございませんか。ご質問がないようですので、報告(3)番はこれで終わります。

報 告

(4) 柴崎市民体育館水泳場における循環ポンプの故障について

古木委員長 次に、報告の(4)番、柴崎市民体育館水泳場における循環ポンプの故障についてのご報告を伊東体育課長よりお願いいたします。

伊東体育課長 それでは、柴崎体育館水泳場における循環ポンプの故障について、ご報告申し上げます。

柴崎市民体育館の水泳場につきましては、大プールと小プールとの構造になっておりまして、午前9時から午後9時まで開館を行っております。この水泳場の管理業務につきましては、監視、受付、施設維持等々のものを委託業者をお願いをし、運営を行っておりますが、今回の故障につきましては、平成20年7月26日午前8時30分に地下室、機械室内に設置してございます大プール用のろ過装置に連結しております循環ポンプの作動が停止していると委託業者の社員が発見したものでございます。体育課といたしましては、直ちにメーカーへ連絡し、故障に対する協議を行い、至急の修繕の対応をお願いしたところでございます。

一方、水泳場につきましては、利用者が多い土曜、日曜のため、塩素や透明度の確認を行いながら、殺菌剤の投入をし、7月26日につきましては従来どおり営業を行いました。さらに、7月26日夜間におきまして、小プールの水を大プールへ移動いたしまして、水の透明度を高めながらきれいにいたしまして、殺菌剤を使いながら、水の衛生面を確保して、7月27日も営業を開始いたしましたが、透明度がなくなってきた関係から、午後5時をもって休止といたしました。その後、メーカーサイドからの連絡によりまして、8月1日までに修繕が可能との連絡がございましたので、部長、教育長との協議に基づきまして、7月29日から8月1日の間、中止と決定し、あらゆる機関へ周知を図ったものでございます。

なお、8月2日より順調に営業を開始いたしておりますが、今回の修繕は緊急対応のためにポンプ類の交換を行っておりませんので、部品等の交換でございますので、至急のポンプの交換が必要というふうに考えているところでございます。今後はこのようなことのないよう、保守点検に注意を傾けてまいりますので、ご理解をお願い申し上げたいと思っております。大変ご迷惑をおかけいたしましたことを、この席にてお詫び申し上げたいと思っております。

なお、再開に基づきます水の検査につきましては、問題がないということで報告を受けておるところでございます。

以上でございます。

古木委員長 ありがとうございます。大変でございました。

何かご質問ございますか。ないようですので(4)番目のご報告をこれで終わります。

報 告

(5)「図書館の見直し方針」にかかるパブリックコメント等報告書について

古木委員長 報告(5)番、「図書館の見直し方針」にかかるパブリックコメント等報告書についてのご報告を清水図書館長よりお願いします。

清水図書館長 それでは、「図書館の見直し方針」についてのパブリックコメント等報告書についてご報告いたします。

平成20年2月に策定いたしました「図書館の見直し方針」につきましては、本年の4月25日号の市広報やホームページ、各公共施設でその概要や全文をお知らせするとともに、6月6日までの間に市民の皆さんのご意見を募るパブリックコメントを、また5月10日から5月31日にかけて計9回の地区説明会を開催いたしました。

パブリックコメントにつきましては、6月6日期限後の分も含めまして全部で99件、地区説明会では5月31日までの計9回で、参加者が延べ173人、アンケートが100件といった提出がございました。市といたしましては、これらの意見を踏まえまして、パブリックコメントに対する考え方を示すわけですが、その際、そのご意見が非常に多岐多様にわたっているため、パブリックコメント地区説明会の意見、アンケート等で集約いたしまして、大きく図書館のあり方、図書館への指定管理者制度の導入について、現状の図書館サービスや職員の配置・勤務時間の改善、人材の育成について、開館日や開館時間の拡大について、行財政改革について、その他の7項目に集約し、計41項目にわたりましてQ&A方式で回答を用意いたしました。この市の考え方につきましては、8月10日号広報におきまして概要を、それからホームページ等で全文を掲載いたしまして、現在、全部の図書館、学習館、砂川支所等でごらんいただけるとともに配布をしております。

引き続きこのパブリックコメント等の報告書につきましては、それに関する説明会を8月29日午後7時から女性総合センターアイムの第3学習室、8月30日午後2時から市役所内議事堂内会議室におきまして計2回、北と南、昼と夜に分けて説明会を開催する予定でございます。

報告書については以上でございますが、あわせまして、第16期の図書館協議会が7月25日、第1回を開催しております。その際、諮問といたしまして、仮称新図書館行政基本計画の策定に向けて、1点目といたしまして、これからの図書館にあり方について、どのような図書館をつくるのか。2点目、サービスエリアと図書館配置構想について、3点目、保存及び収集センターの設置について、4点目、財政計画との整合について、こういった部分につきまして諮問をいたしました。これからの流れにつきましては以上でございますが、図書館協議会について諮問したことから改めまして、仮称ではございますが、新図書館行政基本計画策定に向けて、庁内での作業もこれから始めていきたいと考えています。

以上でございます。

古木委員長 ありがとうございます。

ただいまのご報告についてご質問ございますか。非常に丁寧に説明会を8月の下旬に行っていたかようでございます。本当にご苦労さまでございます。特にご質問ございませんか。

ご質問がないようですので、以上、5点の報告を終わります。次にその他に移ります。

その他

古木委員長 その他は2件ございます。

初めに、小林総務課長のほうから先にお願ひします。

小林総務課長 それでは、私のほうからご報告1点申し上げます。

市内の中学校におきまして、プールの止水栓の閉め忘れによる水道水の流出事故がございました。経過をご報告いたします。8月9日土曜日の午後3時、市立立川第四中学校におきまして、サッカー部の練習終了後、サッカー部の担当教諭と部員20名でプールに入り、この際、プール水位の低いことに気づいたため、担当教諭が給水を行いました。プール使用后、担当教諭はプール止水栓を閉め忘れ帰宅いたしました。このため、プールではこの日土曜日から翌日10日日曜日と11日月曜の朝まで給水が続けられておりました。8月11日月曜日、副校長が出勤し、給水のままであることに気づき、ここで止水されました。時間7時30分です。この間、約1日半で給水された水道水は推計約900立方メートルでございました。水道水及び下水道料金は9月以降の請求となりますので、現時点で流出分の厳密な金額は不明でございます。今後、料金を早急に精査いたしまして対応をしていきたいと考えてございます。このような事故は6月に続きまして本年2回目であり、前回の事故発生時にも各学校に最大限の注意を払うよう指示してきたところでございますが、今後さらなる注意喚起と効果的な対策を教育委員会でも考えていく必要があると考えてございます。

以上でございます。

古木委員長 ご報告を承りました。

ご質問、ご意見を承ります。牧野委員。

牧野委員 第1回の十小の問題から、各学校に注意喚起を促したと思いますが、四中のプ

ール使用についての仕様書はどうなっていますか。例えば、プール指導をする時間もしくはプールは稼働していないときにクラブ活動が活用していいのかどうかという、そういう細かい仕様書というのがありますか。

古木委員長 高橋教育部長。

高橋教育部長 先般、十小の件で教育長名で注意喚起を促したところでありまして、それをもとに給水はプールで指導を行っているときに限る、あるいは金曜、土曜、日曜日に関しては給水しないと、こういうような原則現状をもって進めていたところではあります。ただし、今、報告書はいただいたんですが、添付書類ということで部活動、夏季休業中の練習計画表、また、サッカー部の活動の関係の書類が現在こちらのほうに届いてございませんので、そうした計画的に行われたものか、あるいは突発的に行われたものか、その辺の部分はまだこれからの検証でございます。

古木委員長 ありがとうございます。

牧野委員。

牧野委員 サッカー部の今の計画表が来ていないのは残念ですね。もう一つは、夏季プールの使用の規定、これが来ていますか。

古木委員長 高橋教育部長。

高橋教育部長 今届けるようには言っているんですが、まだ届いていない状況でございます。

古木委員長 牧野委員。

牧野委員 その2つによってかなり大きな影響が出るだろうと思いますので、やっぱり学校のプール使用に関しても、使用の規定があって、教員同士がそういったルールにのっとりながらやっていくというのが、本来のプール指導のあり方ですよね。学校側がきちんとしたそういうものを持っているかどうかということをやっばり早くチェックしていくことが教育委員会としては大事なんじゃないかと思います。それによって、それができていないとすれば、やはり厳重な指導をしなきゃいけないというふうに思います。

以上です。

古木委員長 宮田委員。

宮田委員 その仕様書にのっとって使っていくということは大前提で、そのあたりはやはり十分にしていかなければいけないと思いますが、一方、状況がどうであれ、現在、特にスポーツの部活動とその後の水泳というものがセットされた状態で行われているという状況は、立川市にあってということではなくて、スポーツを部活動としてやっていくその指導の中としてそういうことは、以前よりは行われてきているように私は見受けております。ですので、このルールという部分については厳重な注意と今後の課題はありますけれども、使用についてのルールの改めた改善といえますか、そういうこともあわせて検討して、ただ、厳重な処罰を与えるということだけではなく、やはりその事情というものも十分に組み入れていただきたいと思います。

古木委員長 ありがとうございます。

中村委員。

中村委員 今、宮田委員の発言で、学校の置かれた立場とか子どもの状況というのを十分考えなきゃいけないのは、これはもう当然なことです。これは次元が違うと思って、特に、本市の場合、6月13日ですか、土日って、もう原因がはっきりわかって、また起きてしまったというのは非常に私どもとしても真摯というか、本当にきちんと反省して、どうすべきかという対策をもう一回練り直す必要がある。ただ、1回起きてしまってということではなくて、しかも土日という問題で、ですから、前回もあれは非公式に話し合ったのかな、ですから、今回、きちんとそこを推さえて、マニュアル云々という話も出たと思います。それはつくっているという話もあったと思いますけど、もう一回きちんとやっばり、水ともいえ、やっぱり大事な税金で使われているわけですから、今、金額は想像つかないとおっしゃったけど、多分、やっぱり何百万という単位になるんじゃないかと思えますけれども、そこをちょっと今回は、前回の轍が生きていなかったということになるんで、もう一回事務局でその対策についてきちんと再度練り直す必要があると思いますので、よろしく願いいたします。

古木委員長 宮田委員。

宮田委員 十分に私もそのように同様に思っております。ただ、つけ加えさせていただきますとすれば、ことしはとても暑いですので、また部活動をやっていく中、子どもたちが十分に活動をして、また指導者とともにやっている中、それから部活動の重要性というものも見出されている中、やはりもちろんその部分だけで論ずる部分もありますけれども、あわせてそこも見ていただきたいと思います。

古木委員長 牧野委員。

牧野委員 部活の後の水泳はやっていいんですよ。それが一つの計画の中にのっとってやられていけば、何ら問題ないんです。例えばサッカーの練習を1時から3時までやりましょうと、その後1時間は水泳指導も含めてやりましょうという一つの計画にのっとってやられれば何ら問題ないことですよね。ただ、そのときに、今、我々のほうで一番心配しているのはそういう水の開け閉めの問題、ここの問題が一番大きいんですけども、その部分だけやはりもう一度、中村委員が言ったように、喚起していただきたいということだけで、クラブ活動そのものは私は大いにやらせていいと思っています。

古木委員長 澤教育長。

澤教育長 あともう一点はやはり、水の問題も大きな問題なんですけども、やはり安全対策ですね。これが仮に部活で、すぐにやって心臓麻痺を起こした、あるいは指導員が2人しかいない、1人しかいない。そういう中で、計画書はどうなるかわかりませんが、許可できるものかどうかという、そういう視点も考えていかなきゃならない。水の問題ですけども、2つの側面を持っているんで、先ほど言いましたけども、物理的な問題はそれはそれで一定の解決はできるんでしょうけど、そういう問題も確かに含んでいますので、そ

の辺も少し調査をして、抜本的に対策はしていきたいと思います。

古木委員長 宮田委員。

宮田委員 計画書の書き方、計画の立て方というところにあると思います。不測の事態が起こるかもしれないということの前提に計画を立てて、その場合にはこういうものは使っていていいであろうとかいけないとか、それにかわるものはこうであろうというところまで考えて計画を立てる、またそういうものを提出する必要というのは十分にあると思います。今、水の開栓をとめたかとめないかという、その部分については十分にルール化をして、十分に行き渡るようにする必要があるという部分と、あとやはり人を介して行っている現状と、現実問題として計画にはのせていなかったけれども、その必要性がどうあったか、それが予測できたかできないかということも含めて考えていくべきだと私は思います。

古木委員長 ほかにご意見よろしいですか。学校のプールは民間の営業を目的とするプールと違いまして、保健所で許可をもらって開設するプールじゃなくて、届け出制のプールなんです。しかしながら、そのプールに遊泳するときには必ず都の条例に従った消毒処理をしなくちゃいけないんです。そのために各学校には学校薬剤師が置かれていて、そして6、7、8、9月にわたっては学校へ行って細かい指導をしておりますし、検査もしております。急にそういう計画書もなしで入ってしまいますと、まして水が、換水日の直後ならともかく、水が少ない、当然、水を入れる。しかし、水を入れてもプール消毒剤は入れていないはずですね。そういう中で、藻が生えている中で、汚れている中で遊泳させるということは、やはり結膜炎とかプール熱とかそういうものがもされたか生徒に1人でもいたら流行するおそれもあるわけで、そういう部分からも、水の損失ということだけではなくて、そういうプールの管理をしっかりとだれがしているか。プールを使うときにはこういう手順でプールを使うんだということは、それは各中学ですと体育科の教員はみんな知っているわけですが、ただ、十小の場合は残念ながらプールの止水ということについて学校の当直の人とかそういう責任者に連絡がなくて発生したと。今度は立派に指導者がいたのにもかかわらず起こってしまった。やはりそういうプールの衛生管理と疾病の予防ということも含めて、ぜひ管理についてもう少し厳しくやっていただきたいと希望いたします。

その他

古木委員長 では、この報告については、その他の(1)番についてはこれで終わらせていただきまして、その他の(2)番、歴史民俗資料館の件につきまして、五十嵐生涯学習推進センター長よりご報告をお願いします。

五十嵐生涯学習推進センター長 歴史民俗資料館の臨時休館についてご説明をさせていただきます。

歴史民俗資料館、9月1日月曜日から6日土曜日までの期間、館内の展示品や収蔵品などをカビや害虫から守るため、燻蒸消毒を実施いたします。今年度は本館を対象とした燻

蒸消毒のために6日間の臨時休館をお願いしたいことでございますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

古木委員長 ありがとうございました。

中村委員。

中村委員 議題にないんですが、質問させていただきます。

7月に行われました図書館の30周年記念行事に参加させていただきました。ありがとうございました。

あの計画の意図がどこにあったかという質問です。

古木委員長 ただいま中村委員より、7月24日の午後1時30分より中央図書館の4階におきまして30周年記念のセレモニーがございました。その意図につきましてのご質問です。

清水図書館長。

清水図書館長 それでは、図書館開館の30周年記念事業の意図でございますが、図書館が開館いたしまして30年たったということ、その間、当日3団体のボランティア団体の方に対して感謝状をお贈りしたということからわかるのですが、市民とともに歩んできた図書館、そういったものを市の主題といたしまして一つの記念事業を計画いたしました。当日、1階のギャラリーでもこの30年の歩みというところを展示させていただきましたが、それから感謝状の中でもいろいろ述べさせていただきましたが、やはり図書館職員だけではない、利用者を含めて、それからそれを支えてくれたボランティアの方たち、そういった方と一緒に図書館というのはここまで歩んでこれたんだと、そういったところを、一つには記念講演の中では、町田市の図書館がほぼ同時期に開館しておりますけども、同じような歩みをしてきたということ、それから図書館同士として切磋琢磨して情報交換をしてきたということから、町田市のそういった市民とともに歩んできた歴史、そういったものを基調講演としながら、後半部分にはトークセッションといたしまして、市民とともに歩んできた立川市の図書館ということで、これはボランティアの方はもちろんですけども、そこにアルバイトに来ていた方が出版社に入って、その出版したものがまた立川市の図書館にあったとか、民間の出版社や書店ですが、そういったところと今後どうやっていくか、そういった連携の話だとか、そういった部分を含めて、特に後半のトークセッションにおきましては市民とともにこれからどう歩いていくか、そういった部分を披瀝できたららうというふうに考えました。

全体といたしましては、冒頭申し上げましたように市民とともに歩む図書館、これをあぶり出そうとした、そういった意図でございます。

以上でございます。

古木委員長 ただいまのご回答に対して中村委員。

中村委員 そうすると、企画はこれはどなたがなされたんですか。

古木委員長 清水図書館長。

清水図書館長 これは立川市の図書館職員が企画をいたしました。プロジェクトチームをつくりまして、中央館、それから地区館、それぞれに代表を出しましてプロジェクトをつくりまして、それを私が図書館行事としてやっていこうと、そういったことでまとめたという経過でございます。

古木委員長 牧野委員。

牧野委員 今の話の中で、職員の構成云々というのはこれは別だと思っんです。職員がある一つの30周年をやりますと、教育委員会としてその一つの部署として図書館が30年たったお祝いをしましょう、これはわかるんです。でも、その中に職員が入って職員が企画運営というの、これもわかるんですけども、最初にありきではないわけですよ、職員がね。やっぱり教育委員会の中の図書館としての30周年であるべきだろうと思っんです。そういう中での構成の仕方がどうなのだろうかという多分疑問だと思っんです。だから、その辺のところを明確にしておいたほうが、今後もあるでしょうし、私がちょうど審議会委員をやったときに、文部大臣の表彰を受けたことがあるんです。でも、そのときには何もしなかったんです。ただ、お受けして、そのまま文部大臣賞の額をかけていたという実績がありますけども、そういういろんな歴史の中で、やっぱり30年の歴史の中でのいるんなものがあるわけですから、当然、そういうお祝いも含めて図書館の今後のあり方、これも含めてやっぱり検討する時期なんだよということはよくわかる。ただし、職員最初にありきなのか。やっぱり中央図書館としてきちんと教育委員会の中でそういう企画立案をするのかというところが大きな問題だろうと思っますよ。そのところはどっなのかという疑問は多分持たれたんだろうと。

古木委員長 それでは、高橋教育部長よりお答えを。

高橋教育部長 おっしゃるとおりでございます。当初、この30周年事業については確かに52年、53年のそうした図書館の出発の際から歴史的な経緯があるわけでございますけれども、教育委員会として、特に事務局として30周年をどういうふうにするか、これは基本的には30周年チーム事業という形での特別なことは考えておりませんでした。しかし、30年かかわってきた職員もいますので、そういうような状況からすると、何か形に残るものを、あるいはこれまでの振り返るものを、これからのことを考えることを何かしたいという発案の部分では職員から上がってきたと、こういうような経緯がございまして、それを事務局のほう、管理職のほうで後追いつたといっますか、後から認めていったというような状況がございまして、内容的に確かに教育委員の皆様方にどっような構成にするか、どっような企画にするか、これをお聞きすることがなかったと、これは申しわけなかったというふうに思っております。今申し上げたように、当初、教育委員会事務局としてはこれを大きな行事として、一つの行事として、30周年という形での行事としていくことは考えておりませんでしたので、職員のほうから起こってきたこの企画案に対して後から認めていったというような状況がございましたので、必ずしも本意ではなかった部分が出てきてしまったというのは遺憾ではありますけれども、以上のような状況でございます。

古木委員長 中村委員。

中村委員 別に式は形式的である必要はないと思っていますし、自由な雰囲気です市民として歩んだ図書館というその趣旨自体は僕は間違っていないと思いますけど、ただ、今、図書館長の発言は、図書館長としてきちんとした責任ある発言かということに関しては少し、ちょっと僕疑問で、今、部長がおっしゃった、必ずしもというのがやっぱり真意かなと思いますけども、我々教育委員会の日程を変更して行ったんですよね。当然、公的な行事であるという位置づけをして、図書館長も日程を変更していただき申しわけございませんという発言があったはずで、そここのところが先ほどの図書館長の発言としては、職員から来た発案というのは、それは僕間違いじゃないと思います。だけど、図書館長としてきちんと責任あるリーダーシップを発揮したかということについて、もう一回お答えいただきたいと思います。

古木委員長 清水図書館長。

清水図書館長 発案自体は図書館職員のプロジェクトから出てきたもので、私はそれを、題名のとおり市民とともに歩む図書館というのは、これまでの経過も披瀝することはもちろん、これからも考えていかなければいけないというテーマだと思いますので、私としてはその時点で図書館の事業として責任を持って認めたということでございます。

古木委員長 それでご理解できましたか。

中村委員 じゃ、意図はよかったという評価ですか。部長の発言のほうかということですか、そここのところ、委員会としてきちんと位置づけておきたいんですけど。

古木委員長 宮田委員。

宮田委員 私、最後まで参加させていただいて、確かに日程を変更しまして、かなり期待を持って記念事業に参加させていただいたという思いです。現状としてはああいう形になってしまったのかなということと、それからある種の図書館とボランティアでかわられてきた方々の一つの事業に、最終的には見えてしまったかなと。それはそれとして、全体の中でその部分も大事な部分ですので、切り離すことは当然できないと思います。ただ、教育委員会として、また市としてあの事業を全体としての有意義な形に方向づけができたのではないかなという、残念だなという思いはちょっと残ります。新しい図書館を目指すために、じゃ、今までつくってきた人たちはこれからどうしようかというその展望の部分がちょっと欠けてしまっていて、今までの歩んできた道を思い出熱く温めていたいというところで、私も心が揺れ動きましたし、その時間はとてもいい時間だったし、こういう方々がいたんだなという思いで、大変よかったなというふうには思っていますけれども、せっかくあそこまでやったのですから、その先に市民と共同で図書館を、立川のあるべき図書館を見出していこう、指定管理者に踏み込む部分も含めて、何かもう一つできたのではないかなというような思いも私もいたしました。これで一度終わりましたので、8月の末にまたあるようですので、記念事業じゃなくて説明ですよ、そういうときも多少そういう何か考えることができるのではないかなというふうに思いました。

古木委員長 清水図書館長。

清水図書館長 私の話が少しくましく話せなかったかと思うんですが、前半の基調講演の、こちらの旧の図書館長さんのお話については、市民とともに歩む図書館、町田市立図書館における取り組みを中心にとりていただきましたこんな形でのレジュメの中では、サービス理念と目標であるとか、それから歩みであるとか、それから市民とともにどういうふうにやっていくかということを中心にお話をいただくということになっていますので、その中で指定管理者等に関する発言があったということにつきましては、町田市が現在もその指定管理者導入の部分についてどうするかということでは、導入をしないという結論に出たというところ、そこに立ってのお話があったかと思いますが、それは全体の中の話の一部であるというふうに私は考えておりますし、それを意図して、その部分で図書館としてお話をお願いしたという部分ではございませんので、そう言いますと、じゃ、全部細部にわたってもともと検証しなかったのかという話になりますが、この部分につきましては私のほうの洞察不足といいますが、そういった部分がございましたことは、もうはっきりしておりますので。ただ、含めまして、この企画に対しまして許可を出しましたのは私でございますので、私としてはそういった部分では、企画の内容部分では、そういった部分はあったかと思いますが、企画については私のほうの責任だというふうに考えているという部分で責任という話をさせていただいています。

以上です。

古木委員長 牧野委員。

牧野委員 その部分で、話が、内容がどうのこうのじゃないんですよ。結果的に30周年をやったわけですけども、その企画立案はきちんとルートにのっとってやったのかどうか。その中で館長としての責任はどこにあるのか。もしくは、教育委員会はその責任をどう受けとめて30周年をやったのか、この部分が一番問題なわけですよ。しかも、教育委員会の日程をずらしてやるようなきちとした内容なわけですから、それをやっぱりやる以上はきちんとした企画立案でやってきたのかなという、だから、問題があるのかなというところが今危惧しているわけです。

古木委員長 高橋教育部長。

高橋教育部長 先ほど申し上げましたように、30周年事業として大々的にといいですか、そうした事業をやろうということは全体としては当初なかった。ですから、去年の予算書の中にも、計画書の中には、30周年事業でこういうものをやります、こういうものは当初にはなかったわけでございます。しかし、この30周年の年を、平成20年度の年をあけてみますと、やはり30周年ということで何かやらないのか、これは市民の方々からも上げていただいたお声ございまして、それに対して職員も何かしようではないかと、こういうような経緯がありましたから、確かに非常に時間をかけての計画的なものではなかったことは事実でございます。

ただ、起こってきた以上、市の事業としてやるわけですから、当然のことながら、教育委

員会事務局、そして図書館、責任が私どものほうにあります。今、館長を弁護するわけではないんですが、館長とは私も相談をさせていただきました。そして、企画の内容についても、今館長が申し上げたとおり、こういうような形でいだろうと、これまでを振り返るだけではなくて、これからの図書館を考えていこう、そういうものに生きるようなものにしていこうと、この企画自身は私問題ないと考えております。そして、講師の選定も、この方の名前が出てきたときに、この方の名前が挙がった企画書を見たときに、私も図書館のことではある程度勉強させていただいているつもりですので、いろいろな経緯、この基調講演をくださった方の図書館もよく知っておりますので、その辺のところのことも踏まえて、その企画段階ではこういうようなお話でぜひお願いしたい、それも相手も了承してもらっていただけでございます。そういう中で出てきたことございまして、結果的にこういう形が出てきた。

また、ある意味では、私、この日は基調講演だけではなくて、トークセッションの最後まで立ち合わせていただきましたけれども、全体としては大変によかったと。市民の方々も、指定管理者どうこうの問題だけではなくて、これからの立川の図書館をみんなで支えていこうと、こういうような形でとらえていますから、全体としてはとてもいい企画ではなかったかというふうに思っております、同時の教育委員会の日程を前後してでもやっただけの意味はあったらというふうに思っております。

また、この意見にしても、大きくとらえれば、立川市教育委員会の懐の深さといえますが、そういう面では非常にどんな意見も大きく取り入れて、よくお聞きして、そして取り組んでいくという姿勢でございますので、結果的にこれが全面的にということではなくて、ただ一部、私も先ほど申し上げたように不本意な部分がありました。こういう発言がありました。この辺の部分では、これもひとつ教訓にして、これを一つの声として、私どもとしては今後の政策に取り入れていきたいと、このように考えておりますので、またこうしたものも将来に生かしていきたいというふうに考えております。

古木委員長 ありがとうございます。

宮田委員。

宮田委員 最後まで立ち合わせて、見させていただいた中で、感じるものが多くありましたし、よく聞いて取り組むという市のその姿勢に倣った企画にでき上がっていたのではないかと私は思います。特にコーディネーターをされていた方のすすめ方は大変すばらしいものがありまして、図書館をこよなくつくってきたんだというその思いをうまく受けとめつつ、新しい方向性を見出すようにお話をさせていただいていたかなと思いました。申し上げますれば、せっかくでしたので、もう少し、牧野委員のおっしゃるように、この企画作りのプロセスもこの場で共有をし、もう少し時間をかけて練って、もう少し大きなものもできたのではないかなというふうな思いはありますけれども、特に責任を云々というふうなものではなかったように思います。小さい規模になってしまったのかもしれない

んけれども、実は中身の濃い、心温まる、そしてそういった方々のそのような今まで携わってきた方々の声を多く聞くことが私としてもできましたので、今後図書館のことについては今まで以上に十分に大切に考えていかなければいけないというふうに私は感じました。

古木委員長 ありがとうございます。

宮田委員 参加してよかったと思っております。

古木委員長 以上でございますが、よろしいですか。

高橋教育部長。

高橋教育部長 もう一点ご報告させていただきます。

先般、立川市の学校図書館の充実に役立ててほしいということで、市民の篤志の方から1,500万円の寄贈を受けました。これにつきまして、教育委員会事務局の内部でどうその気持ちにこたえていこうかということで議論させて協議した結果、各学校へ、この寄附をしてくださった方のお気持ちが学校図書館の充実に役立ててほしい、こういう意向が大変強いご寄附でございますので、これを各学校に割り振って、今年度の予算にプラスして、図書館の活動に生かしていきたいということで、この9月議会の補正予算として計上しようというふうに考えております。各校、ある意味では新学習指導要領がこれからを前にしているのと各科目ごとに必要な図書も多々出てくるだろうというようなことから考えて、そうしたものに生きるように取り組んでいこうと思っておりますが、詳しい部分については今後さらに学校とも調整を図りながら取り組んでいきたいというふうに思っております。1,500万の補正予算を今後組んでいくということで、ひとつご報告をさせていただきます。

古木委員長 それについてお尋ねしたいのは、匿名でということでこの方は。

高橋教育部長 篤志の方ということで、もちろん事務局では名前もわかっておりますが、お気持ちを踏まえてということでございます。

古木委員長 本当にありがたいことですね。

牧野委員。

牧野委員 その質問で、以前にも、立川市の元教員だった国語の教諭が退職をする時点で、幾らだったかちょっと忘れましたが、お金を寄附し、財団ができたというのはご存じだと思いますけども、そういったものとこの今回のものと、どういうふうに考えていらっしゃるか。今、配付ということでしたけど、前はそういうところの財団的に扱っていいこうという考え方で覚えていた時代もあったんですが、その辺の動きはどうなんですかね。

古木委員長 中村委員。

中村委員 牧野委員と関連する質問です。私、平均して配るのも一方法だけど、本当のその方の意思を反映して、本当に子どもたちに喜んでもらうようにするには、平均でない、今牧野委員からおっしゃったような方法もあるんじゃないかと。平均して配るというのは平等のようですけど、本当にその方の意思が生きるかという疑問も感じるんですが。もちろんそれも一方法ですけどもね。ただ、要するに言いたいのは、本当にこうやってせっか

く寄附していただいたものが子どもに本当に生きる、ただ本がそこにあるだけじゃなくて、子どもたちの心の成長に届くような形でぜひしていただきたいと思います。

古木委員長 高橋教育部長。

高橋教育部長 以前、7,000万円ほど寄贈されまして、それは各校にほぼ平均に配付して、各校、名称いいんですね、岡本文庫というコーナーを設けて、そしてそれを生かしていくというような状況がございます。今回のことについては現時点では平均化して、ある程度調整的なものは教育委員会で配分いたしますけども、一定の額を各校に配分して、調整の部分である程度そうした学校の取り組み、あるいはいろいろ特色ある研究活動に生かしている部分も、学校もありますので、その辺の部分では今後調整していきたいと思いますが、今いただいたご意見をまたもとにして再度検討させていただきたいというふうに思います。

古木委員長 澤教育長。

澤教育長 前は、基金的につくったのではなくて、金額が大きかったこともあったので、年次計画で割ってきたというのが。ちょうどだからそれが大分ほとんどもう、当時買った文庫はもう大体古くなってきているのもありましたので、金額も金額ですから、基金的にためてどうこうということでも難しいでしょうからという意味合いです。

古木委員長 牧野委員。

牧野委員 今、各学校の図書館へ行って、今話された岡本文庫が生きているのかなという、私もよく存じ上げているものですから、見るとそんなに生きているわけじゃないんですね。だから、そういった部分で、生きている学校もあるとは思いますが、生かしてほしいんです、本当は。そういう中で、今、1,500万あると大体1校が50万ぐらいしかありませんよね。果たして50万でどれくらいの文庫が買えて、今、中村委員が言ったような子どもに本当に行き渡るような、そういう行き渡るというのは心の行き渡りですよ。そういうものが果たして生まれるかなというときに、やややっぱり疑問がありますので、配るのもいいけど、もう一回検討をしてほしいなというふうに思う気持ちのほうが強いですね。

古木委員長 澤教育長。

澤教育長 ただ、ここで図書館の指導員も配置されたことで、ちょうどこれから指導していく、その委員が活動していくさなかにありますから、そういう意味では時間的にはタイムリーなものだと思っているんです。これをだからずらしても結局指導員の方がもったいないというか、一緒にあわせての指導に使えるという分では、スタートできるという意味ではこの部分なのかなと思っています。

古木委員長 牧野委員。

牧野委員 教育長に反論するわけじゃないけども、いいんです、それでも。ただ、学校司書の補助が入るから、そこにこうしてという考え方と、それはまた違うんじゃないかなという気がするんですね。やっぱりそうじゃなくて、子どもたちが利用できる、子どもたちが図書というものに対して、もしくは寄贈していただいた方への気持ちというものをやっぱり伝わっていかないと、何のために1,500万を寄附された方というのは、意図的にわから

なくなっちゃうじゃない。やっぱりそれを生かしてあげることが大事じゃないかと。

古木委員長 澤教育長。

澤教育長 まだ、先ほど言ったように、8月の補正でまたその辺の議論もしてみたいと思います。それでいいのかどうか。それから、前の岡本文庫的なものをつくるののどうかとかも含めて少し議論はしてみたい。ただ、タイミング的には一番、図書館の指導員が全校に配置されたということなんで、いいのかなというふうに思っているんですが。

古木委員長 よろしくお願いいたします。大変ありがたいことです。

閉会の辞

古木委員長 以上で、本日の議案並びに報告をすべて終了いたしました。

次回は8月28日木曜日午後1時30分より、第16回定例会を当会議室にて開催いたしますので、ご予定お願いいたします。

本日はまことにご苦労さまでした。

午後 3時31分閉会

署名委員

.....

委員長